

面会制限のお知らせ

市立三次中央病院では、新型コロナウイルス感染症の拡大対策のため、感染状況に応じた面会制限(面会区分)を行っています。引き続き、院内感染予防のため、ご協力をお願いします。

1.面会制限変更日：令和3年10月19日(火)13:00～

2.面会が可能な方：面会許可証が発行されたご家族等の方2名

◆原則、県内在住で、中学生以上の方2名を許可します。

※但し、(※1)流行地(発生地)からの面会許可者、2週間以内に流行地(発生地)へ移動歴のある面会許可者はPCRでの陰性確認が必要です。

◆当日37.5℃未満で「新型コロナウイルス問診票」を病棟詰所前で記載し、異常がないと認められた方。

◆面会許可証の発行は、各病棟へ届け出てください。患者様1名に対し2名分のみの発行となります。

3.面会時間

◆一般病棟(3・4・5階) 平日13:00～17:00(15分以内で毎日面会可能)

◆2階病棟 平日16:00～17:00(15分以内で毎日面会可能)

※土日祝日や時間外の面会はできません。

4.荷物の受け渡しについて

◆平日の面会時13:00～17:00に病棟までお越しください。

注1)指定時間外の受け渡しはできません。

5.その他

◆院内では必ずマスクを着用すること。

◆院内では必ず面会許可証を、首にかけて通行すること。

◆医師が必要と認めた面会は、方法等について個別に連絡させていただきます。

※今後の発生状況により、再度面会の全面禁止へ移行する場合があります。

(※1)流行地 直近1週間の人口10万人あたりの感染者数が10人以上の都道府県